

第7章 実施計画の公表・周知

1 公表方法

高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項において、特定健康診査等実施計画の策定・変更時には遅滞なく公表することが義務付けられています。

この公表の目的は、主に国民健康保険被保険者（その中でも特に40～74歳の実施対象者）に、保険者としての計画期間中の取組方針を示し、趣旨を理解の上積極的な協力を得る（多くの対象者が健診・保健指導を受ける）ことにあります。

これに基づき、特定健康診査等実施計画を作成、または内容を変更したときは、遅滞なく市のホームページや広報紙で公表します。

2 普及啓発の方法

特定健康診査及び特定保健指導の必要性について、情報提供や啓発を図るため、市のホームページや広報紙等で周知します。